

はしがき

弁護士になると、なぜか、長年会っていない昔の同級生から突然連絡が来ることがあります。

決まって言いにくそうに、しかも最初はそれと言わず、当日、顔を会わせたときに初めて「実は……」と打ち明けられることが多いです。

弁護士としても、友人としても、その人生の大きな岐路に立ち会っていることによっても身が引き締まり、また、友人にとっても、その家族にとっても、最も幸せなあり方は何か、と親身になって考える瞬間です。

結婚は、人生において他に比類がない大きなイベントです。赤の他人との間に法的な権利義務を負う強いパートナーシップを結ぶという結婚の効果は絶大であり、さらに、新たな生命を授かれば、パートナーシップを解消しても、一生、解消できない繋がりが残ります。

そして、効果が絶大であるが故に、全人格に関係する、多種多様な悩みをはらみます。また、結婚の形はそのパートナーごとに多様ですから、より細やかな対応が必要です。

なので、パートナーシップを解消すべきか、するとしたらどのようにすべきか、という相談を弁護士が受けるとき、相談内容は単に金銭の問題にとどまらず、その家族のプライベートや感情、プライドに及び、相談に答えるにあたっては、他の事件類型に比べて目配りをしなくてはならない点が多いことになります。

本書は、そのような視点から、離婚手続、離婚原因、離婚給付、子ども、資力、不貞・DVと多方面にわたり、離婚事件で押さえておくべきポイントを網羅しました。

また、シリーズ既刊本『失敗事例でわかる！ 民事保全・執行のゴールデンルール30』（学陽書房、2020年）と同じく、具体的な手続の進行を踏まえて、「失敗」を紹介する形で、より読者の皆様の心に「ゴールデンルール」を刻んでいただけるような形式としています。

なお、法理論や裁判例の紹介は紙幅の都合上、事例に関連する部分に止めていきますので、基礎となる枠組み等については、本書を開いた上で、基本書などを適宜参照していただければと思います。

本書が、お読みくださった読者の皆様のお力になることを祈念しております。また、本書を上梓する機会を与えてくださった学陽書房の大上真佑氏に、この場を借りて深く御礼を申し上げます。

令和3年6月

堀口 雅則

もくじ | 失敗事例でわかる！ 离婚事件のゴールデンルール30

はしがき	3
凡例	10

第1章 手続にまつわる失敗

1 財産項目を見落とすな 〈協議離婚の留意点〉 12

失敗事例 離婚協議書の記載の遺脱あれこれ

2 离婚判決はすぐにもらえる？ 〈調停前置〉 20

失敗事例 調停からやりなおせ、ですと？

3 管轄の確認を怠るな 〈調停の留意事項〉 24

失敗事例 札幌家裁の管轄であることに気づき真っ青

4 調停不成立なら訴訟しかない？

（調停に代わる審判） 28

失敗事例 訴訟したら二度手間だった！

5 主権の壁 〈涉外離婚〉 34

失敗事例 裁判が開かれるのは半年後だなんて！

6 家族関係の証明は？ 〈在日外国籍夫婦の離婚申立て〉 40

失敗事例 戸籍がない国のときはどうするの？

第2章 離婚原因にまつわる失敗

7 性格の不一致で離婚できますか？

〈離婚原因〉 46

失敗事例 裁判例の確認を怠ったがために

8 セックスレスは離婚原因になる？

〈セックスレスの離婚原因該当性〉 52

失敗事例 「離婚原因にならないよ！」と門前払い

9 モラハラ事件の取扱い方法 〈離婚原因〉 62

失敗事例 夫の酷さが伝わらなくて.....

10 何事にも例外はある

〈有責配偶者からの離婚請求〉 68

失敗事例 個別事情の聴取を怠るべからず

11 不貞行為の争いは覚悟が必要

〈不貞行為〉 74

失敗事例 不倫の立証に失敗

第3章 離婚給付にまつわる失敗

12 芸能人じゃないんだから 〈離婚慰謝料の相場感〉 82

失敗事例 相場を知らずに懲戒？

13 離婚届はいつ出す？ 〈婚姻費用〉 90

失敗事例 婚姻費用を受けとれない！？

14 財産分与はつらいよ 〈財産分与〉 96

失敗事例 財産分与は50：50じゃないの？

15 会社経営者の離婚には注意 〈財産分与〉 104

失敗事例 黒字経営が突如の赤字経営に

16 退職金、保険、年金はどう分ける？

〈将来受給すべき財産の分与〉 110

失敗事例 今の時点で分けなきゃいけないの？

17 養育費を巡る戦い 〈養育費の算定方法〉 114

失敗事例 どうして前妻と同額もらえないの？

18 何が何でも算定表？ 〈養育費の算定方法〉 120

失敗事例 子どもを留学させたかったのに.....

19 離婚相手が再婚したら？ （養育費の増減額） 126

失敗事例 交渉に徹しきれずに

20 養育費が払われないことがある？ （養育費の履行確保） 130

失敗事例 円満離婚のバッドエンド

第4章 子どもにまつわる失敗

21 親権に国籍は関係ない （子の親権者の指定） 138

失敗事例 外国籍配偶者に対する誤解

22 日頃の関わり合いに注意 （監護者の指定・子どもの引渡し） 144

失敗事例 イクメンを装うもボロが出た

23 調査官は見ていた （調査官調査） 150

失敗事例 普段どおりの生活を見せて

24 細く長いお付き合い （面会交流） 156

失敗事例 子どもにだって都合はある

25 面会交流、どこでやる？ （非監護親の面会交流） 162

失敗事例 適当に決めたらダメだった！

第5章 資力にまつわる失敗

26 お金がなくても離婚はできる

（社会保障の利用） 168

失敗事例 準備はお金のあるうちから

27 抜け駆けはダメ、絶対！

（財産分与と否認権） 174

失敗事例 「破産」って、それはないでしょう！

28 足るを知る者は富む （詐害行為取消権） 178

失敗事例 財産分与はほどほどに

第6章 不貞・DVにまつわる失敗

29 怒りに任せてもろくなことはない

（不貞相手方に対する慰謝料請求） 184

失敗事例 不法行為であることを失念していた……

30 被告は何処？ （DV（ドメスティックバイオレンス）事件） 192

失敗事例 送達先が不明で訴訟提起できない！

凡 例

法令等の内容は、2021年6月現在施行のものによります。

本文中、法令等および資料、判例を略記した箇所があります。次の略記表を参照してください。

■法令その他

〈略記〉	〈法令名等〉
民	民法
民訴法	民事訴訟法
家手法	家事事件手続法
人訴法	人事訴訟法
DV 防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

■判例

〈略記〉	〈裁判所名等〉
最判（決）	最高裁判所判決（決定）
高判（決）	高等裁判所判決（決定）

■資料

〈略記〉	〈資料名等〉
民集	最高裁判所民事判例集・大審院民事判例集
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

〈判例の表記〉

最高裁判所判決昭和62年9月2日判例タイムズ642号73頁

→最判昭62.9.2判タ642号73頁

モラハラ事件の取扱い方法

〈離婚原因〉 ▶

失敗事例 夫の酷さが伝わらなくて……

甲弁護士は、X（女性）より離婚の依頼を受けており、本日が第1回調停期日です。Xら夫婦には3歳の長男がいますが、夫Yは育児にも家事にも全く関わらないため、親権も希望していない状況でした。

Xは夫との早期の離婚を希望しており、慰謝料の請求は希望していました。

以下調停期日でYのモラハラを伝える際のやり取りです。

調停委員A 「夫であるYさんのモラハラというのは具体的にどんなことをされたのですか」

X 「整理整頓ができないと言われるんです。出したものをすぐに元に戻さないと怒られるとか。郵便物や荷物をつい、机の上に置いてしまうと、『どうして置きっぱなしにするんだ』と怒鳴り出して……」

調停委員B 「あなた、専業主婦だったんですよね。ご主人は仕事をしている。もう少し家事を頑張ることはできなかったのですか」

調停委員A 「ものを出しちゃなしにしていたり、置きっぱなしにしてしまっていたのなら、ご主人が怒るのもしかたないですよ？」

X 「……」

調停が終わった後、Xは「どうして何も知らない他人に責められなければいけないのか。甲弁護士は、なぜ何も言ってくれなかったのか」と言って泣き出していました。

甲弁護士としてはどうすべきだったのでしょうか。

解説

1 失敗の原因

モラルハラスメント（いわゆる「モラハラ」）とは、一般的に、モラル（道徳）による精神的な暴力や嫌がらせをいいます。

モラルハラスメントの特徴としては、身体的な暴力を伴わない点にあります。そのため、証拠化することは難しく、後日言った言わないの争いになることは少なくありません。

また、同じ発言を行ったとしても、その発言がどのような場面で行われたか（2人だけの場面で行われたのか、親戚や友人の前で行われたのか等）によっても意味合いは違いますし、調停委員の世代や価値観によっても、感じ方が異なってきます。

そもそも、モラルハラスメントを行う人は、外面が良い人が多い傾向があるため、調停委員が配偶者の外面に流されてしまうことがよくあります。そのため、本問のように、伝え方や説明が不十分であったために、調停委員に全く理解されないという場面も少なくありません。

そこで、モラルハラスメントの主張、立証を行うためには工夫が必要となります。

2 離婚原因

モラルハラスメントは独立した離婚原因ではありません（民770条1項）。そこで、配偶者のモラルハラスメントを理由として離婚を争う場合には、配偶者の言動等が「その他婚姻を継続し難い重大な事由」（民770条1項5号）に該当するかどうかが問題となります（離婚原因に関しては、第2章7を参照）。モラルハラスメントは、幅のある概念ですので、モラルハラスメント行為のすべてが「婚姻を継続し難い重大な事由」に該当するわけではありませんし、配偶者のモラハラ行為のみを離婚原因として、裁判所に離婚を認めさせるのはなかなか難しいです。しかしながら、依頼者は「モラルハラスメント行為が認められれば離婚が認められる」と考えているケースも少なくありません。

そもそも、自分が受けたモラルハラスメントの内容をうまく整理し、説明することはとても難しいです。

そこで、①いつ、②どこで（どのような場面で）、③どのように言わされたのか、又はされたか、④その言動で依頼者がどのように感じたのかを聴取し、事実関係を整理した上で、配偶者の言動が「その他婚姻を継続し難い重大な事由」にあたることを主張・立証する必要があります。

調停委員の中には、モラルハラスメントに対する理解が不十分である人も散見されますので、配偶者の言動によって、**依頼者がどのように傷ついたのか、どうして配偶者の言動により婚姻関係が修復不可能にまで至ったのか**についてはできるだけ丁寧に調停委員に伝えるべきです。

3 証拠の収集

① 録音データ

配偶者の言動の録音データがあれば、それは有力な証拠となります。現在では、携帯電話で簡単に会話の内容を録音できますので、依頼者が配偶者との**会話の内容を録音している可能性**があります。

また、留守番電話に残された録音メッセージに怒声が残っているというケースもありますので、あきらめずに探してみてください。

② メールやLINEの記録

メールやLINEといったSNSでのやり取りの中にモラルハラスメントの証拠となるようなやり取りが残っています。

また、現在ではLINEの通話機能を利用してやり取りをすることも増えてきましたので、相手が電話に出るまで**電話をかけ続けた記録**が履歴の中に残っていることがあります。

「電話に出ろ」、「ふざけるな」という内容のスタンプを大量に送り付けてくる例もありますので、携帯画面をスクリーンショットする、写真に撮るなどして証拠化することができます。

ただし、依頼者も配偶者をののしるような内容の返信をしている

と、ただの喧嘩との印象を抱かれることもあります。代理人としては、前後の会話の内容を確認して、当該やり取りを提出するべきか、慎重に判断をする必要があります。

③ 日記やSNSの投稿

いつどのような内容のモラルハラスメントを受けたのかを具体的に記載した日記や、FacebookなどのSNSへの投稿が証拠になることがあります。もっとも、SNSの投稿に関しては、反対に名誉棄損といわれてしまうことがありますので、取り扱いには注意が必要です。

友人や家族への愚痴や相談のメールが証拠となることもあります。

④ 医師の診断書

モラルハラスメントを受けるとストレスにより、イライラ、倦怠感、無気力、不眠、食欲不振などの症状が出ることがあります。そして、その症状が悪化していくと、抑うつ状態、適応障害、うつ病といった状態になることもあります。

そういう場合には、医師の診断書を取得することができます。

医師の診断書によって、モラハラ行為を立証することは難しいですが、裁判所や相手方に対し、依頼者の心身がもはや復縁が難しい状態にあることを説得する上で有用です。

4 交渉を進めるにあたっての考え方

モラルハラスメントを行う当事者は、自分の行為が、配偶者を傷つけている事実を認識していないことがあります。また、仮に、配偶者を傷つけるような言動を行っている自覚があったとしても、自分の行為を重大視していないこともあります。そのため、**自らの言動**によって配偶者が深く傷つき、もはや関係を修復することが困難であることを理解すれば、離婚に応じてもらえるケースは少なくありません。

中には、共感性が薄く「この発言をしたら相手がどのように感じるのか」を想像することが苦手な人もいます。

また、モラルハラスメントを行う人は、プライドが高い人が多い傾

向があります。従って、相手を責めるようなやり方をしてしまうと、かえって紛争が激化してしまうこともあります。

他方、相手の外面の良さをうまく利用できれば、早期解決が可能になります。

そのため、依頼者からの聴取内容や、調停手続でのやりとりから、相手方の性格や考え方の傾向をつかむことが、早期解決への近道となります。相手の性格や考え方の傾向については、依頼者がよく理解していることがあるので、依頼者に確認をとることもおすすめです。

5 参考例

本件では、甲弁護士はこのような対応をすることができました。
調停委員A「夫のモラハラというのは具体的にどんなことをされたのですか」

X「整理整頓ができないと言われるんです。出したものをすぐに元に戻さないと怒られるとか……。郵便物や荷物をつい、机の上に置いてしまうと、『どうして置きっぱなしにするんだ』と怒鳴り出して……」
甲弁護士「私から補足させていただきます。Xさんは決して片付けができない方ではないんです。Xさんの息子さんは活発で、よくいたずらをするので、その対応に追われて、片付けが後回しになってしまっているだけなんです。

荷物や郵便物を机に置いたままだったのも、長男を連れて自宅に帰ってきた後、長男に手を洗わせるために洗面所に行ったんです。そうしたら、長男が洗面所で水遊びを始めて、洗面所中に水をまき散らしてしまったんです。Xさんが水びたしの長男の着替えをさせているところに、夫のYさんが帰宅してきたんです。Yさんは、水浸しの洗面所も、長男の様子も見ているのに、荷物や郵便物が机の上に置いてあることに激怒して、怒鳴り出して、長男の着替えや洗面所の掃除よりも先に、荷物の片付けと自分の食事の準備をするように言い出したのです」

調停委員B「それはひどいですね」

甲弁護士「Xさんも家事が十分行き届いていないことは分かっています。しかし長男はまだ幼く目が離せない状況であり、Xさん一人で家事と育児を完璧にこなすのは無理です。それにも関わらず、Yさんは、育児にも家事にも一切協力しないで、一方的に『普通の主婦ができることがなぜできない』、『お前は主婦失格だ』などと言ってXさんを責め立てるのです。Xさんはこのような生活が耐え切れなくなり、離婚を決意したのです」

こうすればよかつた

第1回調停期日の前に、夫の言動や、その言動がどのようなシチュエーションで行われたのか、その言動によって依頼者はどのように傷ついたのかをきちんと整理しておくことが望ましいでしょう。

事前に準備書面や陳述書の形で裁判所に主張内容を提出できればなお良いです。

これがゴールデンルールだ！

調停手続であっても、事前の準備は怠るな。